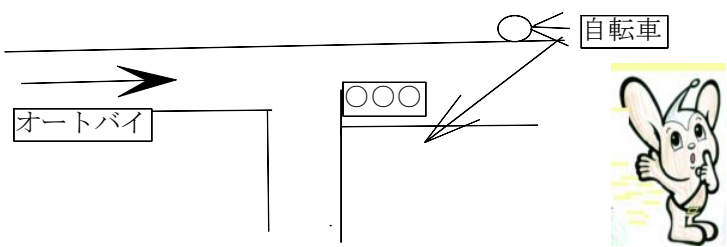




交通事故の発生状況 () 内昨年対比 (11月15日現在)

	死亡事故	重傷事故	発生件数	負傷者数
都内	182件 (-4件)	489件 (-101件)	48667件 (-4682件)	54756名 (-5508件)
南千住 警察署管内	0件	3件 (+2件)	128件 (-3件)	145名 (-15名)



交通事故の死亡者数は平成20年度において、全国で5155名、都内では218名と平成元年から比べると半分以下になっております。南千住警察署管内においては平成19年5月11日以降、死亡事故は発生しておりません。

しかし、都内での自転車交通死亡事故は37件(10月16日現在) 自転車絡みの事故は都内では発生件数の3割弱ですが、南千住警察署管内においては5割を占めており、重傷事故の3件も自転車絡みです。

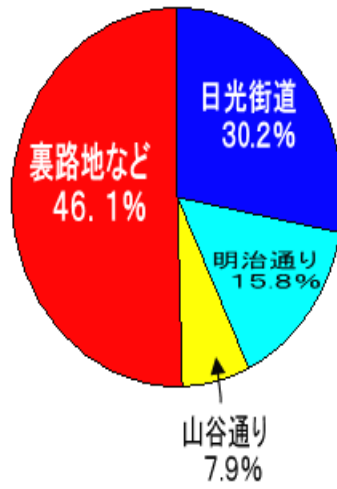
南千住警察署交通課より 自転車事故急増!!



事故例

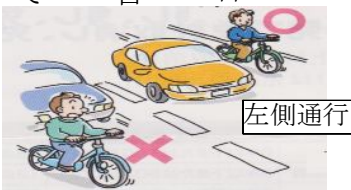
- 11月8日(日) 午後2時頃、南千住2丁目裏通りで自転車同士の事故、子供を乗せた2人乗りで子供が打撲
- 11月8日(日) 午後8時、南千住4丁目裏通り自動車と自転車
- 11月8日(日) 午後8時、男性高齢者とオートバイが交差点付近で衝突
- 11月12日(水) 午後7時、南千住2丁目交差点付近で高齢者男性斜め横断中、オートバイと接触。

路線別交通人身事故発生状況



自転車は車両(軽車両)の一種ですから 歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則です。

- 自転車歩道通行できるのは、道路標識等で指定された場合
- 運転者が13歳未満の子ども
- 70歳以上の高齢者・身体の不自由な方
- 車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合 児童・幼児(13歳未満の者)を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗



車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

右側通行は禁止・飲酒運転禁止・二人乗り禁止・並進禁止・夜間はライトを点灯等の他に 東京都道路交通規則の一部改正(平成21年7月1日施行)により、傘を差しながら、携帯電話を使用しながらの自転車運転は5万円以下の罰金です。

また傘を固定して運転すると積載制限違反となり2万円以下の罰金、または料の罰則もあります。



事故を起こすと、自転車利用者も刑事上の責任が問われ、相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

自転車での加害事故例

- 自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた。

【賠償金】 6千8万円

- 女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。女性には重大な障害が残った。

【賠償金】 5千万円

12月1日〜7日まで交通安全キャンペーンです。歩道は歩く人の道。自転車は通らせてもらう気持ちで...